

○琴平町後援等名義の使用承認に関する要綱

平成26年1月16日

告示第1号

改正 平成28年2月5日告示第4号 平成30年6月20日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育、福祉、文化、芸術、芸能、スポーツ、産業等の振興のため、各種団体が開催する事業等について、町の後援、協賛及び共催の名義の使用を承認すること（以下「後援等の承認」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義のみの使用をもって支援することをいう。
- (2) 協賛 事業の趣旨に賛同し、補助金の交付又は人的、物的若しくは経済的援助をすることをいう。
- (3) 共催 事業の企画又は運営に参画し、共同開催者としての責任の一部を分担することをいう。

(使用名義)

第3条 後援等の承認を受けた場合に使用する名義は、「琴平町」とする。

(承認の基準)

第4条 町長は、次の各号のいずれにも該当する事業の場合は、後援等の承認をすることができる。

- (1) 主催者が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 官公署
 - イ 公益的法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）
 - ウ 主催者の存在が明確であり、適当と認められる団体（政治団体又は宗教団体を除く。）
- (2) 教育、福祉、文化、芸術、芸能、スポーツ、産業若しくは地域振興に関する事業又はこれらに類するもので、公共性が認められること。
- (3) 事業内容、開催場所等から広く一般町民の参加できるもの又はその効果が広く町民に及ぶものであること。
- (4) 参加者から入場料、参加料その他費用を徴収するにあつては、その目的及び徴収の額が適正かつ明確であること。
- (5) 事業の実施に当たり、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については後援等の承認をしないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係があるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 営利又は商業宣伝を主目的としているもの
- (5) 個人の発表会など私的な行事等に該当するもの
- (6) 過去に後援等名義の使用承認を受け、その承認の条件等を履行しなかったもの
- (7) 町長が後援等名義の使用を不相当と認めるもの
(申請の手続)

第5条 後援等の承認を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、後援等名義使用承認申請書（様式第1号）又は同内容の事項を記載した書面を事業開催の14日前までに町長に提出しなければならない。ただし、事業実施予定日から起算して5年以内に承認を受けている事業で、実施目的、主催者及び内容等に前回の承認時と変更がないものについては、審査に支障のない限りにおいて、次に掲げる書類の全部又は一部の提出を適宜省略することができる。

- (1) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (2) 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算の分かる書類
- (4) 協賛を申請する場合にあっては、補助金の交付等の状況が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(承認の手続)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、その結果を後援等名義使用承認通知書（様式第2号）又は後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 町長は、後援等の承認をする場合は、次に掲げる条件を付与することができる。

- (1) 承認後において、事業計画に変更があった場合は、速やかに後援等名義使用変更承認申請書（様式第4号）を提出すること。
- (2) 町長が必要があると認めるときは、事業終了後後援等名義使用者に対し、後援等名義事業実績報告書（様式第5号）の提出を求めること。
- (3) 事業の内容に応じ、特に町長が必要と認める条件

2 承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、1年を超えないものとする。

（承認の取消し）

第8条 町長は、後援等の承認後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 承認決定後に、第4条第1項に規定する基準に適合しない事実又は同条第2項に規定する基準に該当する事実が明らかになったとき。

2 町長は、前項の規定による後援等の承認を取り消したことにより生じた損害の責任を負わないものとする。

（庶務）

第9条 後援等の承認に関する庶務は、当該事業の趣旨に最も密接に関連する事務を分掌する課が担当する。ただし、当該課が不明確な場合は、総務課が関係課との調整にあたり、担当課を決定する。

2 総務課以外の課が庶務を処理する場合は、すべて総務課長に合議するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に受理している後援等の承認申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月5日告示第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月20日告示第44号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

琴平町長 様

申請者
住所
氏名 印

後援等名義使用承認申請書

下記の事業を実施するにあたり、琴平町の（後援・協賛・共催）名義の使用承認を受けたいので申請します。

記

事業の名称	
実施内容 (別紙添付可)	
開催日時	
開催場所	
主催者の名称 及び所在地	
対象者及び 参加見込者数	対象者 参加見込者数 人
入場料等	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(入場料・参加料・その他) 金額 円
他の後援等 予定団体名	
連絡先 (通知書の送付先)	〒 ー 電話番号 () ー 担当者

注：□欄は、該当するものに☑を記入してください。

添付資料

- (1) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (2) 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあつては、事業に係る収支予算の分かる書類
- (4) 協賛を申請する場合にあつては、補助金の交付等の状況が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

琴平町長 印

後援等名義使用承認通知書

年 月 日付で申請のありました事業について、下記のとおり
(後援・協賛・共催) 名義の使用を承認します。

記

事業の名称	
開催日時	
開催場所	
主催者の名称 及び所在地	
承認の条件	(1) 事業計画に変更があった場合は、速やかに後援等名義使用変更承認申請書(様式第4号)を提出すること。 (2) 事業終了後、後援等名義事業実績報告書(様式第5号)を提出すること。 (3) その他、必要と認める条件 ※ (2)・(3)は町長が必要と認める場合に記載する。
担当課	担当課名 係 長 電話番号

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

琴平町長 印

後援等名義使用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました事業については、下記のとおり
(後援・協賛・共催) 名義の使用を不承認といたします。

記

事業の名称	
不承認の理由	
担当課	担当課名 電話番号 氏 名

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

琴平町長 様

申請者
住所
氏名 印

後援等名義使用変更承認申請書

次のとおり既承認事業について、変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

承認を受けた 文書番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日
事業の名称	
変更内容	
変更理由	
その他	
連絡先 (通知書の送付先)	〒 - 電話番号 () - 担当者

注：変更のあった書類を添付してください。

様式第5号(第7条関係)

後援等名義事業実施報告書

年 月 日

琴平町長 様

報告者
住所
氏名 印

年 月 日付で琴平町後援等名義の使用承認を受けた事業を終了しましたので、
下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
実施内容 (別紙添付可)	
開催日時	
開催場所	
参加者数	
成果等	
収支決算 (別紙添付可)	
その他	